

横 浜 市 告 示 第 103 号

建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 15 条  
第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判  
定 の 業 務 の 委 任 の 一 部 改 正

建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 15 条 第 1 項 の  
規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 業 務 の 委 任 ( 平  
成 29 年 4 月 横 浜 市 告 示 第 203 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和  
7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

件 名 及 び 告 示 文 中 の 「 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す  
る 法 律 」 を 「 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 」  
に、 「 第 15 条 第 1 項 」 を 「 第 14 条 第 1 項 」 に 改 め る。 告 示 文 中 の 「  
第 12 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 13 条 第 2 項 及 び 第 3 項 」 を 「 第 11  
条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 12 条 第 2 項 及 び 第 3 項 」 に 改 め る。

横浜市告示第 203 号（平成 29 年 4 月 1 日 掲 示 済）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 **第 15 条**  
第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判  
定の業務の委任

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律  
第 53 号。以下「法」という。） **第 15 条** 第 1 項の規定により登録建築  
物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネ  
ルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及  
び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始  
の日は次のとおりとする。

平成 29 年 4 月 1 日

横浜市長 林 文 子

- 1 判定の業務  
法 **第 12 条** 第 1 項及び第 2 項並びに **第 13 条** 第 2 項及び第 3 項の建  
築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 当該判定の業務の開始の日  
平成 29 年 4 月 1 日

横浜市告示第 203 号（平成 29 年 4 月 1 日 掲 示 済）

建築物のエネルギー消費性能の向上 **等**に関する法律 **第 14**  
**条** 第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性  
判定の業務の委任

建築物のエネルギー消費性能の向上 **等**に関する法律（平成 27 年法  
律第 53 号。以下「法」という。） **第 14 条** 第 1 項の規定により登録建  
築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネ  
ルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）  
及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開  
始の日は次のとおりとする。

平成 29 年 4 月 1 日

横浜市長 林 文 子

- 1 判定の業務  
法 **第 11 条** 第 1 項及び第 2 項並びに **第 12 条** 第 2 項及び第 3 項の建  
築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 当該判定の業務の開始の日  
平成 29 年 4 月 1 日